

## 第 17 回定例委員会会議録

- 委員長 ) 日程第 1 開会宣言
- 委員長 ) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長 ) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (福岡委員)
- 委員長 ) ここでお諮りいたします。

第 22 号議案「平成 26 年度教育費当初予算について」、第 24 号議案「芦屋市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、第 27 号議案「芦屋市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について」は市議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、第 23 号議案「芦屋市教育委員会所管の職員の処分について」、報告第 14 号「損害賠償の額を定めることについて」は、その内容から秘密会で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、まず公開で第 25 号議案と第 26 号議案の審議を行った後に、第 22 号議案、第 24 号議案、第 27 号議案と続けて非公開の審議を行い、その後、秘密会で報告第 14 号と第 23 号議案を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。第25号議案「芦屋市立図書館設置条例施行規則及び芦屋市立美術博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 利用率が60%程度だというお話をされていましたが、日中の利用率が60%ということですか。

生涯学習課長) はい。

木村委員) その24時間の中で、夜間の午後8時以降の状況はどういう状況なのでしょうか。

生涯学習課長) 最大と言いますか、多いところで60%ということでございまして、夜間は、台数で言いましても1台とか2台とかというようなところですので、稼働率の数字にもなかなか表れてこないような、ほとんど利用がないときも多いといった状況になっております。

木村委員) それぞれ上限額を下げるので、これでどういう影響があるのかというのは少し懸念されるところです。逆に昼間にずっと駐車する人がたくさん出てきてしまうと利用ができなくなってくる人が出てきますから、そのあたりの兼ね合いが難しいと思います。300円下げることにしたのはやはり近隣の状況やタイムズの意見を参考にされていると思うのですが、それは具体的にはどういったことでしょうか。

生涯学習課長) タイムズのほうでいろいろと統計等をとられておりまして、上限額は引下げますけれども、実際には上限額を超えるような時間を利用される方というのは割合的にはかなり少ないのですが、タイムズさんのおっしゃるには、どこに駐車するかを考えるとときに、利用する時間は2時間程度であっても、もし何かあって時間が長くなっても上限額が安いとそれ以上は払わないでいいという、安心感と言いますか、そういうことがあって、結構利用されやすいということにして、それで今よりは利用していただきやすくなるのではないかということをおっしゃっています。今回引き下げることにいたしました金額につきましては、公的などころの施設に付随するものですので、民間よりは少し安くても大丈夫というのがございまして、現在はその逆に高いということがございますので、そこを見越して、少し安く金額を設定したいということをございました。

木村委員) 周囲よりも大分安くなると、図書館を利用するわけではないけれども、車を停めるために図書館の駐車場を選択する人が流れてくる可能性がやはりありますね。どのぐらい流れて来るのか来ないのかという見極めは難しいですけれども、そういう人が大勢来て、急に増えてしまうと、昼間の図書館の利用に支障をきたすことになってくるので、そこが非常に難しいと思いながら聞いていました。

生涯学習課長) タイムズ側から引き下げたいという申し入れが最初ございましたときに、今、委員がおっしゃっていただいたようなことをこちらのほうも申しましたところ、稼働率が多くても60%なので、効果がどのぐらいあるかというのはタイムズ側として

もはっきりと言い切れるものではないけれども、普通に考えて60%のものがいつも100%というようなことまでにはまづなり得ないと考えておりますので、施設駐車場として今現在と同じように皆さんには使っていただけるということで、それでしたら有効利用という面から、夜間の利用が少しでも増えるということになればいいということで引き下げることになりました。

木村委員) はい、わかりました。

委員長) 一見すると図書館のほうがよく利用されていて、美術博物館のほうは余り利用されていないのかなというふうに見えますけれども、いかがですか。

生涯学習課長) はい。実際のところ、データで見ましても図書館のほうが台数的には埋まっております。その辺も考えまして、料金につきましては、図書館のほうは夜間の最大が500円のところが美術博物館は400円で、700円のところが600円ということで、場所としてはすぐ近くにありますが、美術博物館のほうをさらに100円ずつ下げておりまして、できたら美術博物館のほうに利用していただけたらというところがございます。

委員長) なるほど。安くして、美術博物館のほうにもっと停めてもらいたいですね。

ほかにいかがですか。

松本委員) 駐車場のことは余り詳しくないのですが、平日と日祝日とで金額が違うということはないのでしょうか。日曜日などは中央公園に野球に来る人がかなりあそこの駐車場を利用している

のを見るのですが、そういうことはないのでしょうか。

生涯学習課長) 図書館も美術博物館も、一応休館日か開館日かということで値段設定と言いますか、最大の幅が違ったりということはありませんけれども、日曜も祝日も開館しておりますので、そういう意味では同じということになります。開館日か休館日かで変えております。

松本委員) 休みの日に、満車になっているのをよく見るように思います。

生涯学習課長) 恐らく図書館のほうでしたら野球の試合などで来られている方も御利用にはなっているようですが、ただ、図書館の利用者の方は1時間は無料ということで、利用していただくとチケットに印字をしますので、そういうことで1時間は無料になるのですが、図書館の中に入って手続をしないといけないことになっております。以前は、何も押さなくても1時間までは無料でしたので、そういうことがありました。スポーツの関係などの御用で来られた方は、やはりユニフォーム姿ですので、中に入って印字をしないといけないということで、モラルといった面で以前より若干改善されたというところはあるまして、有料で御利用いただいています。

委員長) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第25号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長） 次に、第26号議案「芦屋市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今、人口比に対して何名という指標はお聞きしたのですが、そこがポイントなのでしょうか。何か新しいものがこの競技としてあるから、ぜひそのように推進委員を増員ということなのかと思いながら聞いていたのですが。

スポーツ推進課長） 現在、スポーツ推進計画を策定中でございますが、国のほうの法改正もございまして、推進委員に対するそういう職務規程のようなものが明記されております。策定中の計画の中でも推進委員の資質の向上といったことを挙げております。その計画も含めまして、人数比も比較させていただきましたが、委員長がおっしゃるように、その両方で今回2人増員したいというものでございます。

委員長） この推進委員の方々に対する研修のようなものはあるのですか。

スポーツ推進課長） 全国のスポーツ推進会議、それから近畿、県、県内では阪神南といった、そういう組織的なものがございまして、それぞれで研修会がございます。

推進委員につきましては、毎月第3金曜日に25名集まっていたいただいて、その指導、行事、それから地域でのスポーツの取り組み等、また、市域では、全体的な子どもの体力づくりのプ

プログラム等の事業を行っています。スポーツに関しては秋の体力づくり強調月間、これもJR駅前広場のほうで毎年やっておりますが、そこでスポーツに親しんでいただくためにニューススポーツや体験コーナーを設けたりして、そういう普及活動や啓蒙活動をしています。

委員長 ) ありがとうございます。何かほかにもございますか。

浅井委員 ) 応募する基準や条件などはあるのでしょうか。

スポーツ推進課長) 一般的にスポーツに関心のある方という形で公募はさせていただきます。具体的に言いますと、応募されて面接をして、その方のスポーツに対する熱意などをお聞きしながら選考することになります。やはり関心を持たれている方でないと、そういう推進委員としての職務はできないのではないかと考えております。

浅井委員 ) レポートやそういったことになりますか。

スポーツ推進課長) そうですね。

委員長 ) そのほかはございますか。

木村委員 ) 2名増員することで、年間で予算はどのくらい上がるのでしょうか。

スポーツ推進課長) 今は、定例の会議で1回4,000円ですので、それが12か月。あとは、それに伴う交通費として、自転車や徒歩で来られる方はいいのですが、交通機関を使われる方は実費弁償ということで費用加算いたします。

木村委員 ) 約10万円ほどですか。

スポーツ推進課長) そうですね。

木村委員 ) それは次年度の予算に入っているのですか。

スポーツ推進課長) はい。財政課との予算調整の中では、議会の承認は要りま  
すけれども、内部では認められております。

木村委員) はい、わかりました。

委員長) そのほかはありませんか。

松本委員) 専門委員というのはどのようなことをされているのが専門  
と言われる方ですか。スポーツ推進委員は体育指導委員とは違  
うのでしょうか。

スポーツ推進課長) 今までには体育指導委員という呼称でございましたが、スポ  
ーツ基本法の改正がございまして、スポーツ推進委員というこ  
とに全国的に改められました。専門委員というのは特に健康運  
動指導士などの有資格者や、実際にそういう資格をお持ちの方  
とスポーツのマネジメントの関係の方、今現在は7名いらっし  
やいますが、それは芦屋市の中で活動していただいている方  
の中からスポット的にお声がけをして、公募して委嘱させていた  
だきます。

委員長) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること  
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第26号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

生涯学習課長) 委員長、済みません、先ほどの25号議案の説明の中で、  
誤解を招くようなことを申しましたので補足訂正させていただきます。



昼間も上限があるかのように御説明の中で申し上げましたが、昼間は開館日でしたら午前8時から午後8時までと、午後8時から翌日の午前8時までということで分かれておりまして、その午前8時から午後8時までは30分までごとに100円で、午後8時から翌日の午前8時までは60分までごとに100円というのが単価として決められております。上限があるのは午後8時から翌日の午前8時について上限があるのと、あと休館日は午前8時から翌日の午前8時まで24時間にわたって上限があるということになっておりまして、その上限額をいずれも開館日、休館日は下げるということで昼間の扱いは変わっておりません。

ですので、今回下げることによって急に昼間の台数がそれほど急激に変わるということはず考えられないというところがございます。済みません、説明が不十分でしたので、誤解のないよう補足訂正をお願いいたします。

委員長 )           ありがとうございます。

ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開会議〉

委員長 )           それでは、第22号議案「平成26年度教育費当初予算案について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長 )           〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育課長 )       〈議案資料に基づき概略説明〉

学校教育課主幹 )     〈議案資料に基づき概略説明〉

打出教育文化センター所長 )   〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは、概算要求段階で少し議論をしているわけですが、そのときから大きく変わったところはあるのでしょうか。

教育長) タブレット導入ですね。

打出教育文化センター所長) はい。タブレット導入が加わっております。

木村委員) では、そのタブレット導入で少しお伺いします。

取り急ぎ26年度162台で研究校41台、残りは10校110台、11台ずつということですが、具体的にはその使われ方というのはどういうことを予定されているのですか。

打出教育文化センター所長) タブレット端末のカメラの機能ですとか、それから動画の機能、辞書としての機能、指での書き込み機能等、多くの機能が搭載されていますので、携帯して各教室に持ち運んだりいたしまして、授業の導入でまず視覚として訴えたい場面や考えを深める場面でのグループ討論、それから現在、大切に扱われているのが能動学習と言いまして、グループで子どもたちが考えを交流したり、それから考えを分類したり、そして関係づけたりするような能力を高めることを大切にしております。そういったときに非常に役に立つツールであると考えております。

また、発表の段階ではグループで作成したプレゼンテーション等のツールとして活用することができると考えているところです。

木村委員) 例えば、研究の中心校で41台入れるとして、それをある一クラスで授業すると、みんな一人一人に渡るといった形で渡して使ってもらい、タブレットがどういうものかというのを体験

してもらおうということが1つあると思いますが、それ以外に何かパワーポイントを使って発表させるといったことをするわけですか。

打出教育文化センター所長) 芦屋のICT環境は全国でもかなりトップクラスと言えらるぐらゐの非常に上位にあると考ゑております。現状では、小学校は50インチのテレビが全クラスにござゐますし、それに対応できる書画カメラを各クラスに1台入れております。また、宮川小学校には各クラス、特別教室に電子黒板が配置されてゐますし、そういうことで、それらを組み合わせた活用も考ゑてゐるところです。

木村委員) 組み合わせるといふのは、そのタブレットで、例ゑばカメラで何かを写して、それをモニターで表示をするとか、パソコンで使ったものをタブレットに移動させるとか、そういう使い方ですか。

打出教育文化センター所長) はい。

木村委員) タブレットに表示させるような特殊なソフトをつくって、それで使ってもらおうといふことは考ゑてゐないのですか。タブレットのもともと持っている機能でするといふことですか。

打出教育文化センター所長) 基本的には今後も研究してゐる中でそういう可能性が有るといふことは考ゑられますけれども、基本的には、今、搭載されている機能を有効に授業に活用してゐたいと考ゑてゐます。

委員長) 特別にこの授業をといふか、例ゑば総合的な学習の時間などで活用したいといふたそういうような考ゑはあるのですか。

打出教育文化センター所長) 個人的に持っている教員がおるわけですがけれども、現在そ

の活用が見られるのは体育の授業で見たことがございます。

委員長) 体育ですか。

打出教育文化センター所長) はい。

委員長) どのような使い方をされているのでしょうか。

打出教育文化センター所長) 子どもが前転をしたときに、カメラ機能を使うということですね、そしてみんながそれを見て、あとで意見交流をしていくということです。

また、総合的な学習の時間、それから図工、理科、そういったあたりでも活用ができると考えております。

学校教育部長) 追加説明ですが、特別支援の子どもたちには、特に視覚や聴覚のところでかなり実践がありまして、いわゆるデジタル教科書にして拡大して使うというようなことがあります。このタブレット端末というのは持ち運びができ、どこでも使えるというメリットを生かした実践があります。それから、外国の子どもたちには、翻訳機能を使って一定の会話に活用するなど、個々の状態に応じて使うこともやってみようと思っております。

委員長) なるほど。

木村委員) タブレットの問題の一つは陳腐化が非常に早くて、2～3年おきに買い替えないといけないということ、パソコンはもう少し持つのですが、そこが一番大きな問題だと思います。ですから、今後2～3年おきに新規で買い替えるとなると、そういう意味では予算をかなり圧迫させるのではという点が懸念されるのですけれども、そこはどうか。

学校教育部長) 導入に際しては、時間をかけて計画的に5年計画とかにな

っていると、最初と最後に入れるときには既にかなり違うものになってしまいますので、そういう意味でも短期間で入れようとしています。それが今回、芦屋の特徴になると思います。短期間でこれだけ入れられるのも、芦屋の規模が11校でコンパクトであるからこそ、こういう形ができるということです。

そして更新については、先ほど所長からも説明ありましたが、学習用のパソコンですね、子どもが使うものを更新していくと。当初の計画では校務のパソコン自体もタブレットに変えて、教員も使い慣れてという考えもしていたのですが、市当局のほうのCIO、情報政策のほうで統括している方にも相談をしました。今、木村委員がおっしゃったようにどんどん変わっていくのに、逆に更新費用がかかるということもあって、それなら子どもたちの学習だけにとどめておけば、更新時期については一定丁寧な使い方をしないといけません、当然機種もどんどん変わっていくので、そういう形でやっていくということを財政当局も含めて、今、話を進めているところです。今、当初入れている分が次の更新の際にはもっと物自体の費用が落ちているだろうと、そういった予測も今はしている中での導入ということになります。

委員長) これはパソコンではないということを考えれば、特別教室で使うという意味ではないわけですよ。一般の教室でも持ち込んで使えるという意味ですね。

学校教育部長) そうです。

委員長) パソコンだとその部屋に行ってということになりますね。

学校教育部長) そうです。だからパソコンルームにあるものを各教室に持

ち込んで使えるというのが一番の利点だと思っています。

教 育 長 ) このタブレットはW i - F i 機能でやっているのですか。

学校教育部長) はい。

教 育 長 ) それなら外へ持っていったときでも使えますね。

学校教育部長) はい。

木 村 委 員 ) W i - F i だからL A Nでしょう。だから、外では電波では来ないですよ。

管 理 部 長 ) 公衆無線L A Nがあるところでは使えます。

教 育 長 ) そういうところのエリアだったら外へ持っていっても使えますね。

学校教育部長) それと、整備するに当たっては、今の無線L A Nのように全部替えないといけないということではなくて、先ほど言いましたC I O補佐官のほうからもアドバイスをもらったのは、ソケット式でそこにつながっているものをその教室だけをその空間にしていくやり方だったら経費についても抑えられるのではないかということです。また、4人グループに1台ずつ、1教室10台ぐらいならかなり不具合はないだろうというようなアドバイスももらった上での今回の数字ということになっています。

木 村 委 員 ) 私学や海外でも1人1台ずつ生徒が持っていて、教科書も全部デジタルにしてということで、デジタルにするということは経費がある意味、削減できるということにもなるのでやっているようですけれども。日本はまだデジタル教科書でもそこまで広まってはいないのでしょうね。ソフトが余り充実していないように思いますけれども、将来的にはそういうことも考えて

いかないといけないようになりますよね。

教 育 長 ) 英語などではデジタル教科書を試験的に三田市が導入して  
いますが、本市においてもまだデジタル教科書までは想定はし  
ていません。教科の中で1時間全部それを使うのではなくて、  
スポット的に使って、先生が日ごろする授業の中で子どもたち  
の理解をさらに助けるという位置づけや、また、共同作業の中  
で自分が発表して、みんながまとめたり調べたりする機能とし  
ての位置づけをまず研究してみようということが本市の狙いで  
す。

委 員 長 ) プレゼンテーション力は今すごく求められていること  
から、こういうものを利用してそういう発表がうまくできるよ  
うな力を小学校のころから育てていくことがとても大事だと思  
いますよね。

学校教育部長) 今、木村委員もおっしゃいましたけれど、1人1台ずつの  
ほうが実は効果があるのではないかというようなところで取り  
組みが進められていることも大きく取り上げられているので  
すが、芦屋市はそうではなくて、小グループで1台を、みんな  
で1台を使うことによってそこでコミュニケーションを図ったり  
するためのものなので、1人1台を持つところを目的としてい  
ないというところも、本市の考える方向性の重要なポイントに  
なっています。

委 員 長 ) 何かほかに意見はありますか。

前にも同じこと聞いたような気がするんですが、確認。7ペ  
ージの(2)の③のこの放課後子どもプランのクラブ型という  
のは要するに学童保育のという意味ですね。これを新たに建て

るといふことですね。

教 育 長 )       そうです。

委 員 長 )       場所的に言うと、潮見小学校の建物の真南ぐらゐに建てる  
のですか。どの辺になるのですか。

青少年育成課長)       潮見小学校の南東です。

委 員 長 )       南東。

青少年育成課長)       南側に学級菜園がありますけれども、その東側に道路が通  
っています、その道路にできるだけ近づけるような形で建てま  
す。

委 員 長 )       なるほど。そこから出入りできるようにするのですか。

青少年育成課長)       いいえ、そこからの出入りはできません。これまでどおり  
ということになりまして、建てる位置は、先ほど学級菜園のと  
ころと言いましたけれども、学級菜園を少し外した東側のとこ  
ろに建てようとしております。

委 員 長 )       わかりました。

何人ぐらゐ入るのでしょうか。

青少年育成課長)       2学級分を予定しておりまして、1学級の定数としては  
45人ですけれども、今、しおかぜ学級で言いますと、全部で  
70人ぐらゐですから、三十数名ずつのクラスになっていると  
思います。2学級ございます。

浅井委員)       3ページの図書館返却ポストですけれども、これは今のと  
ころ一箇所でしょうか。

図 書 館 長 )       今のところ、本館の西と東の入り口に設置している状況で  
す。ほかの分室等には設置はしていない状況です。

浅井委員)       その計画は、今おっしゃった駐輪場と駅をつなぐところで、



まず一箇所をとということですが、場所としてはほぼ決まっているのでしょうか。

図書館長) はい、場所としてはそこを予定しておりまして、準備しております。

浅井委員) 工事費も含めて143万3,000円ということですが、結構かかるなど思ったのですが。

図書館長) 実際には返却ポストの箱自体は四、五十万の、独立型と言いまして、本を入れることができる独立した箱を置きまして、それを職員ではなく委託して、業者が集めて本館に持ってくるという形になります。

社会教育部長) 時間ごとにかき出しをしないとすぐいっぱいになってしまいますので、かなり大きな箱を考えています。それと、本が傷まないように、その衝撃を和らげるため緩衝材を入れているので、かなり大きなものになるのです。それでもすぐにいっぱいになってしまうため、かき出す作業が要るのですが、人が時間おきにそれをかき出さないといけないので、それを委託してやろうということで考えています。案では、本庁での清掃ですとか警備とか委託をしているところに合体してお願いできれば、一番近いところにおられますのでそのように考えています。それから、早朝からかなり深夜近い時間までも予定しておりますので、そのときに常駐していらっしゃる方をお願いをしたいということで、そういうことも含めて考えております。それから、今ずっと本を運送していただいている業者があるので、これと合わせて図書館に運んでいただくというのでこういう経費がかかってきます。箱につきましては初度経費ですから、5、60

万円は次年度からはなくなりますが、それでも100万円近い金額がかかります。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

松本委員) 6ページが一番下の学校支援活動(ボランティア)への支援の内容ですが、これはボランティア保険といったことですか。

生涯学習課長) 今、増えてきております学校支援のボランティアさんのグループ、よく御存じのように一番最初にできたのが精道小学校のスマイルネットですけれども、同じような形のものが各校増えてきておりますので、そういうところの支援と言いますか、消耗品などで、この活動の中で欲しいものがありましたら、生涯学習課のほうに申請していただいて、予算の範囲内で購入した物をお渡しするという程度の支援でございます。

松本委員) ありがとうございます。

委員長) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第22号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

委員長) 次に、第24号議案「芦屋市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) ありがとうございました。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 6ページの新旧対照表の第3条で現行では「毎年4月社会教育法第15条の規定により委嘱する。」というのが、その部分が改正案では削除されていますね。それから、2項で「再任されることができる」というのが新しく改正案であります、ここを改正をする理由というのはどのあたりにあるのでしょうか。

生涯学習課長) 現行では今おっしゃったように毎年4月ということになっておりましたけれども、同じ方にもう一度ということもございますけれども、1年ごとに委嘱又は任命という手続が出てきて、特にメリットがないということもございますので、また、ほかの委員も1年ごとというのはまずないようですので、2年というところの任期で合理的といった言葉が適切かどうかわかりませんが、そのように改めさせていただくというところです。

再任のところにつきましては、特に現行の中では規定がないのですが、実情として附属機関の指針等に基づいて10年という一区切りはございました。それ以内であれば短い期間で委員の方が変わられるというよりも、一定続けていただいたほうが芦屋市の現状もよくわかっていただけて、いい御意見なりをいただけるということがございますので、再任されるということを明記したというところでございます。

木村委員) わかりました。

委員長) いかがですか。

時期が重なって一斉に替わられたというのが少しやりにくいなというところがありましたが、そういうのは時間がたてば少しずつ変わっていくでしょうか。

生涯学習課長) そうですね。

委員長) できれば、もう少しならかに替わってもらうほうがいいと思います。

ほかに何かございますか。よろしいですか。特に大きな問題はないですかね。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第24号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、第27号議案「芦屋市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) これは、ほとんど形式化していて年に一度しか開かれなかったものを動きやすい形にしようという形で変えるということですが、現実にはいろいろな協議会などがたくさんあるので、こういう網羅的なものをどのように活用するのかという

のはまだ見えてきていないのでしょうか。

委員長 ) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第27号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) ただ今より秘密会で審議いたしますので、関係者以外は退席願います。

〈審議非公開〉

〈報告第14号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

〈第23号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 秘密会の審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈審議公開〉

委員長 ) 日程第6 閉会宣言